# 半田市高齢者保健福祉計画第9期介護保険事業計画(案)概要版

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GENERALS



住み続けられる まちづくりを



## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、内閣府「令和5年版高齢社会白書」によると、我が国の総人口は令和4(2022)年10月1日現在、1億2,495万人となっており、そのうち65歳以上人口は3,624万人、総人口に占める65歳以上人口割合(高齢化率)は29.0%で過去最高となっています。

高齢者の増加に伴う介護ニーズの増加、介護にかかる費用の増加が問題とされる中、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、国は介護保険制度をはじめ、高齢者を取り巻く制度や法律の改正を行ってきました。また、多様化する介護ニーズとそれらに応じた新たなサービスの創設、「地域包括ケアシステム」の提唱など、高齢化が進展する中での制度運営、高齢社会への対応を図ってきました。

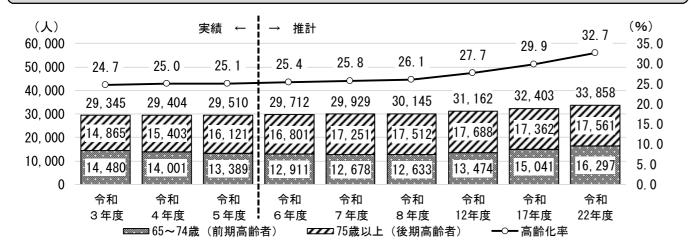
『半田市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3年度~令和5年度)』が、令和5年度をもって計画期間を終了することを受け、これまでの取組を継承・発展させつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進と、高齢者を含む本市に住む全ての人々がともに豊かにいきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指し、『半田市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画』を策定します。

## 2 計画の期間

対象期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とし、計画期間中に迎える、団塊の世代が75歳になる令和7(2025)年や、高齢者人口がピークを迎え、現役世代が減少する令和22(2040)年までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。

令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
			〈中-	長期的な見通し	رً\			
第8期計画 2021~2023			第9期計画(本計画) 2024~2026			第10期計画 2027~2029		

## 3 高齢者数の推移と推計



資料:【実績】住民基本台帳

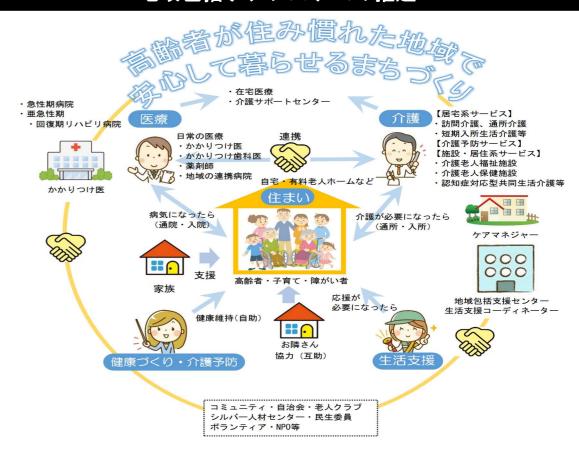
【推計】半田市による推計値(各年9月末現在)

## 4 基本理念

本計画では、引き続き地域包括ケアシステム構築に向けた推進を目的とし、これまでの基本理念を引き継ぎ、達成のための各施策を推進します。

# 【基本理念】

住み慣れた地域で、支えあい、安心して暮らせるまちづくり ~地域包括ケアシステムの推進~



# 5 基本方針と施策目標

基本理念を具現化するために、第8期計画に引き続き、高齢期のライフステージごとに1から5の基本方針を定めました。また、基本方針6は、地域包括ケアシステムの進捗状況を確認するための項目としました。

# 基本方針1 元気にいきいきと暮らす

高齢者が元気にいきいきと暮らしていけるようにするため、健康づくりや介護予防を推進します。また、仲間づくりや生きがいづくり、高齢者が社会で活躍する地域づくりを進め、高齢者の社会参加を促進します。

#### 【施策目標】

1 生きがいづくりと社会参加の促進 2 介護予防の推進

#### 基本方針2 年を重ねても安心して暮らす

高齢になっても、住み慣れたまちで安心して暮らすことができるように、住まいの確保や、生活をサポートするための多様な福祉サービスの充実を図ります。また、地域における住民相互の支え合いの仕組みづくりや、見守り体制の整備を進め、高齢者が安心・安全な生活を送ることができるよう支援します。

#### 【施策目標】

- 1 安心して暮らし続けるための支援 2 住民相互の支え合い
- 3 地域における見守りと災害時の支援

## 基本方針3 認知症になったときも支えあいながら共に生きる

令和5年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。同法に 定める理念を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知 症施策を総合的に推進していきます。

#### 【施策目標】

1 市民の理解増進 2 社会参加の支援と相談体制の充実

## 基本方針4 支援が必要になったときも安心して利用できる介護保険サービス

今後の介護保険サービスの需要や給付を適切に見込み、サービスの基盤整備を推進し、介護保険制度を円滑に利用できる環境づくりを進めます。

#### 【施策目標】

1 介護保険サービスの供給体制の整備 2 介護給付の適正化 3 介護人材の確保・定着

### 基本方針5 住み慣れたまちで最期まで暮らす

在宅療養が必要となったときにも、住み慣れた場所で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する体制の構築を図ります。また、身寄りがない場合や判断能力の変化に備え、元気なうちに自ら最善の選択をすることや意思決定支援について普及するとともに、権利を守るための支援体制づくりを進めます。

#### 【施策目標】

1 在宅医療と介護の連携推進 2 権利擁護に向けた取組

#### 基本方針6 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

高齢者をはじめ、市民ひとりひとりが、人生のどの段階でも自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域住民や地域の支援者、福祉に携わる事業者、医療機関、行政が連携し、包括的に暮らしを支えることができるよう地域のネットワークづくりを推進します。

#### 【施策目標】

1 地域包括ケアシステムのさらなる推進

## 6 所得段階別保険料 \*\*介護報酬改定等により変更することがあります\*\*

### 第9期介護保険 基準保険料 75.380円/年(6.282円/月)

	対象者	基準額に 対する割合 (保険料率)	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受けている人、又は世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	(0. 450) 0. 275	(33, 920 円) 20, 720 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	(0. 690) 0. 480	(52, 010 円) 36, 180 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	(0. 750) 0. 685	(56, 530 円) 51, 630 円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0. 830	62, 560 円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1. 000	75, 380 円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1. 150	86, 680 円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万 円未満の人	1. 350	101, 760 円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万 円未満の人	1. 650	124, 370 円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の人	1. 800	135, 680 円
第 10 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万 円未満の人	2. 000	150, 760 円
第 11 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万 円未満の人	2. 100	158, 290 円
第 12 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人	2. 300	173, 370 円
第 13 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の人	2. 400	180, 910 円

※第1~3段階の保険料の()内は、公費による保険料軽減措置実施前の保険料率及び保険料額を表しています。

※保険料額(年額)については、10円未満を切り捨てています。

【お問い合わせ】 半田市福祉部高齢介護課 〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地 電話 0569-84-0649